平成２７年（フ）第２２号
福島県会津若松市河東町南高野字高塚154番地、前住所東京都板橋区加賀１丁目10番14―915号　グリーンプラザ加賀
破産者　五十嵐　力
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
神奈川県小田原市本町３丁目２番11号
破産者　杉崎　智浩
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７号
石川県羽咋市的場町的場82番地
破産者　中多　哲子
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１８号
長野県上田市本郷619番地３
破産者　宮下　正春
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２１２７号
名古屋市中川区下之一色町字波花111番地
丸二四ハイツ205号
破産者　下山　吉史
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０９号
名古屋市天白区西入町79番地　トルースヒルズＩＴＭ　Ｆ棟101号
破産者　河合　寛治
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２１号
愛知県半田市乙川稗田町120番地
破産者　新美　修一
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２００３号
愛知県半田市乙川稗田町119番地の２
破産者　新美　武志
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８号
愛知県豊川市御津町西方松本23番地１　エルグランデ401号、開始決定時の住所愛知県みよし市三好丘４丁目１番地22
破産者　宮島　規全
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８７号
名古屋市中区千代田４丁目５番17号　バンベール鶴舞1504号、住民票上の住所名古屋市港区津金２丁目14番25号　ニューコーポ東海橋508号
破産者　伊東　文昭
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７５号
愛知県知多市にしの台２丁目1003番地の３
破産者　吉里　信俊
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６号
京都市下京区不明門通七条上る粉川町228番地　福野マンション402、前住所京都市南区上鳥羽角田町49番地
破産者　高屋　友明
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
京都府亀岡市大井町並河２丁目５番１―510号　ネオパレス亀岡
破産者　舩越　勇紀
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第８０９号
神戸市須磨区板宿町３丁目２番１号
破産者　原田　重夫
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目４番９―510号、従前の住所神戸市兵庫区松原通５丁目１番25―202号
破産者　澤坂　美里（旧姓人見）
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番３―804号
破産者　古田　幸広
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
北海道帯広市西１条南７丁目８番地
破産者　戸田　七雄
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係